

違法

です!!

国内でAISブイは
使用できません。



AISブイ（漁具の旗竿等に取り付けてAIS信号を発する無線設備）は、国内での使用が認められていないため、設置すると電波法違反（不法開設罪）となります。（電波を出せる状態にあれば不法開設罪となります。）

※ AIS漁網追跡ブイ、AIS 漁網トラッカー等の名前でインターネット上で販売されていますので、ご注意ください。

電波法違反

電波法第110条第1号により、**1年以下の懲役又は100万円以下の罰金**に処せられることがあります。



総務省

本件に関する問い合わせ先

東北総合通信局 電波監理部 電波利用環境課

022 (221) 0641